

議案第 39 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

被害者参加人として裁判所等に出頭する場合に、特別休暇の対象とする旨の人事院規則の改正が行われたことに伴い、国との均衡を図るため、本条例を改正したく、提案するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年三芳町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
(特別休暇) 第14条 略 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)から(22)まで 略	(特別休暇) 第14条 略 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>_____として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)から(22)まで 略